

横浜商工会議所物品・委託等指名業者発注制度

～印刷業者の追加登録を受付いたします～

当所では、物品調達・委託契約の発注業者を、入札などによってより公正かつ適正に選定するため、平成10年度より「横浜商工会議所物品・委託等指名業者発注制度」を導入いたしております。

そこで、「印刷・製本業者」の方々の登録を受付いたしますので、希望される会員の皆様は、下記に問い合わせの上、来る6月29日(金)までに登録申請書をご提出下さい。

会員の皆様には、当所の物品調達・委託契約発注に際しましては、本制度を活用頂きたくご案内申し上げます。

<制度の概要>

- | | |
|-----------|--|
| ○目的 | 横浜商工会議所が行なう物品調達及び委託契約に係る業者選定並びに発注を公正かつ適正に行なうことを目的とします。 |
| ○定義 | 「物品調達」とは、物品の供給及び製造請負、印刷・製本、営繕及びOA機器等賃借等をいいます。また、「委託契約」とは当所内の清掃及び各種調査、事業等の委託をいうものとします。 |
| ○登録業者の資格等 | 登録業者は当所会員の中から、入札参加日時点において会費負担規準を遵守し、会費を納入している方が資格者となります。登録業者の資格認定は、1年に1回定期的に実施しますが、一度登録されますと、その有効期間は3年間あります。 |
| ○業者選定方法 | 物品調達及び委託契約等の金額が100万円以上の場合には、登録業者による入札により発注業者を決定します。また100万円未満の場合には登録業者のうち複数業者による見積り合せにより発注業者を決定します。 |
| ○入札の通知 | 入札によって発注業者を選定する場合には、入札期日の15日前までに登録業者に通知します。 |

<本件に関する問合せ先>

会員サービス部 会員担当 TEL045-671-7443